

津野町告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に津野町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のように定める。

令和4年1月7日

津野町長 池田三男



第一 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる者は、一般競争入札又は指名競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を含む。以下「資格審査」という。）を受け、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

ただし、令和3年10月1日（以下「審査基準日」という。）において、1に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しない。

資格者名簿の工事種別は、建設業法別表の区分に従うものとする。

なお、資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業を譲り受けた場合（有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業の承継会社又は新設会社となった場合も含む。以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行うものとする。

ただし、有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業法に基づく建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けた場合及び無資格者である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、有資格個人の資格を承継するものとする。

- 1 次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 希望する建設工事について審査基準日までに建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起し、銀行当座取引を停止されている者
 - (5) 審査基準日前日（令和3年9月30日）までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請時まで完納した場合は、この限りでない。
 - (6) 津野町内において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、津野町において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
 - (7) 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年津野町規則第19号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
 - (8) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務が無い者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和29年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 2 資格審査事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 客観的事項の審査

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の審査の項目及び基準（平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号）により定められた審査の項目及び基準により行う。

(2) 主観的事項の審査

工事施工実績、工事成績、信用状態、工事安全成績、労働福祉の状況、法令違反等の事項について、審査を行う。

第二 建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書の提出時期、方法等

1 提出時期、方法等

一般競争入札又は指名競争入札に参加することを希望する者は、建設工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を令和 4 年 1 月 14 日から同年 2 月 28 日までの間に町長に提出しなければならない。

なお、提出は入札参加資格審査申請システムによる電子申請とする。

2 提出添付書類

申請書を提出する者は（以下「申請者」という。）、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建設業許可通知書又は証明書（写し可）
- (2) 建設業に従事する職員一覧表
- (3) 工事経歴書（希望工種別に審査基準日の直前 1 年分）
- (4) 町内業者及び津野町内の営業所を受任者とする者においては、建設業許可申請書の経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書（写し可）
- (5) 審査基準日直前（最新）の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し可）
- (6) 審査基準日前日（令和 3 年 9 月 30 日）までに納期限の到来した国税及び都道府県税、市町村税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）（写し可）
※営業所等に委任事項がある場合、委任先が所在する都道府県税及び市町村税の証明書も添付すること
- (7) 津野町内に主たる営業所又は支店若しくは営業所を有する事業者においては、以下に定める書類
 - ア 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
 - イ 審査基準日以降において有効な高幡消防組合消防団協力事業所表示証（写し可）

ウ 審査基準日以降において使用可能な建設機械の保有状況一覧表

※イ、ウについては、該当する場合に限る

(8) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(9) 営業所一覧表（営業所等がある場合のみ）

(10) 委任状（営業所等に委任事項がある場合のみ）

※委任先が契約等に使用する印鑑について、使用印鑑届を添付すること

(11) その他町長が必要と認めた書類

契約等に使用する印鑑について、会社実印以外を使用する事業者においては、
使用印鑑届 ※営業所等に委任事項がある場合を除く（（10）参照）

第三 資格の取消し

町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を取り消すものとする。

- 1 建設業の許可を取り消されたとき。
- 2 審査基準日以後に、第一の1の（1）から（4）まで、及び（7）、（8）のいずれかに該当する者となったとき。
- 3 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 4 入札参加資格を辞退したとき。

第四 一般競争入札又は指名競争入札参加者の選定等

- 1 町長は、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者（有資格者を構成員として予備指名通知を経て結成された特定建設工事共同体を含む。）のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して、当該入札に参加させようとする者の選定等を行う。

（1）技術的適性

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当の有無

（3）不正又は不誠実行為の有無

（4）信用状態

（5）工事成績

- (6) 技術職員の数及び状況
 - (7) 当該工事に関する地理的条件
 - (8) その他施工状況等
- 2 有資格者が、業務等について不誠実、法令違反等の行為があったときは、別に定める基準により指名停止等を行う。

第五 申請書の変更届

申請書を提出した後、次に掲げる事項について変更があったときは、変更届を直ちに町長に提出しなければならない。

なお、提出は入札参加資格審査申請システムによる電子申請とする。

- 1 営業所の名称及び所在地
- 2 商号又は名称
- 3 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- 4 1から3までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

附 則

この告示（令和4年津野町告示第1号）は、令和4年1月7日から施行する。